

「放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドライン」に係るQ&A（新規分）

【令和2年3月31日現在】

No	該当項目	質問	回答
1	研修対象者	「基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等」と改正されたが、「等」とはどういったものを想定しているのか。市町村が条例で基準第10条第3項に規定されない資格要件を新たに創設した場合、これに該当する者も対象としてよいのか。	翌年度の始期までに、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を想定している。したがって、市町村が条例で新たに創設した資格要件に該当する者は対象とならない。
2	研修対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者は、いつから認定資格研修の受講が可能となるのか。	大学等で一定程度学修した者で、研修実施主体が適当と判断した場合に可能となる。
3	研修対象者	基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者が研修を受講する場合、研修修了時点で設備運営基準第10条第3項各号に掲げる基礎資格を満たしていない場合が想定されるが、研修を修了した時点で放課後児童支援員として認められるのか。	認定資格研修修了の効力は、基礎資格を持った時点で有効とする。したがって、研修の実施主体において、基準第10条第3項第1号、2号、4～8号に該当する見込みのある者を受講させる場合、受講者が基礎資格を持ったことを確認するまで、修了証の交付を留保すること。また、修了証の研修修了年月日には、基礎資格を満たした日を記載すること。